

議案第 4 号

併設型県立高等支援学校設置方針について

以下の理由により、併設型県立高等支援学校設置方針案を別紙のとおり提出する。

平成28年3月17日提出

沖縄県教育委員会教育長 諸見里 明

理 由

「県立特別支援学校編成整備計画（平成24年度～平成33年度）」における「施策2：高等部における軽度知的障害生徒の教育の場の拡充」の実施計画を推進するため、県教育委員会会議において高等学校内に設置する高等支援学校の今後の設置形態方針が決定されていることから、併設型県立高等支援学校の設置に向けた方針について、教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

併設型県立高等支援学校設置方針（案）

— 県立（陽明・中農・南風原）高等支援学校（仮称）設置方針 —

1 背 景

県教育委員会においては、平成3年度に軽度知的障害生徒を対象として、就労に重点を置いたカリキュラムで教育する沖縄高等養護学校（現沖縄高等特別支援学校）を整備した。その後、志願者数の増加に伴い、共生化の拡大、理解啓発の推進、地域化の推進、センター的機能の充実、中学校（知的障害特別支援学級）卒業生のニーズへの対応の5点を研究のねらいに掲げ調査研究モデル事業として、平成22年度に沖縄高等特別支援学校の分教室を中部農林高等学校、南風原高等学校に各1教室設置し、調査・研究を進めてきた。

平成24年10月5日に設置された、「沖縄県立学校における特別支援学級、分校、分教室等に係る検討委員会」では、この3年間の事業成果や課題について検証し、事業目的が達成されたとして、両分教室については正式設置されている。

第5期（H24～H33）編成整備計画において、特別支援教育の多様化を図る観点から、これまでの高等特別支援学校等やその分教室の成果や課題を踏まえ、生徒・保護者のニーズや財政状況等を考慮し、軽度知的障害者を対象とした高等特別支援学校等の整備を検討することになっており、平成26年4月には陽明高等学校内に分教室を設置した。

また、顕在化してきた分教室の課題を整理し、平成27年7月には今後、高等学校に設置する高等支援学校については、分校・分教室ではなく併設校で進めていく方針が県教育委員会会議で決定された。これを受けて、平成28年4月には併設型の1校目として県立やえせ高等支援学校（南部商業高等学校に併設）が開校予定である。

2 必要性

生徒一人一人の個性をより重視した教育を目指し、共生社会（インクルーシブ社会）の展開（高校との併設）と各設置高校の特色を活かした教育ができるシステムを構築するとともに、社会の要請に応じた職業教育や産業現場等における実習等をとおして職業生活上の知識や技術を向上させ、就労に必要な意欲・態度・生活習慣等の職業観を育成し、これまでの普通科職業コースから専門学科における踏み込んだ教育体制（併設校）を設置することで、卒業後の社会自立・一般就労等への対応を図る。

- (1) 後期中等教育・職業教育の充実を図る。
- (2) 生徒や保護者の教育の選択幅を拡大する。
- (3) 多様化した中学校卒業生のニーズへの対応を図る。

3 概 要

(1) 学校の特色

※共に学び、共に生きるノーマライゼーションスクールの実現

- ① 高等支援学校・高等学校と共生した教育環境の充実
- ② 社会ニーズに応じた職業教育科目を中心とした教育課程の編成
- ③ 高等支援学校教員と高等学校教員の交流授業の充実
- ④ 一貫・継続した生徒指導、進路指導により高い就職率を実現
- ⑤ 生徒間の交流、共同学習、特色ある教育活動等による魅力ある学校

(2) 設置形態

併設型（既設の高等学校に新設の県立高等支援学校を併設）

※現分教室を併設校へ移行

(3) 設置場所

各高等学校敷地内。

(4) 設置学科 ※設置高校の特色等を一部活用

- ① 陽明高等支援学校（仮称）：総合産業科（仮称）
- ② 中部農林高等支援学校（仮称）：総合実務科（仮称）
- ③ 南風原高等支援学校（仮称）：産業科（仮称）

(5) 開校年度（高等支援学校1年生の受け入れ開始年度）

平成29年度

(6) 高等支援学校の学区（通学区域）

全県学区（県全域）

(7) 入学者選抜方法

沖縄県立高等特別支援学校入学者選抜実施要項に基づいて行う。

(8) 施設・設備

高等支援学校の教育課程を実施するために必要な施設・設備を整備する。

(9) 教職員等

必要な教職員を配置する。

(10) 備考

現県立沖縄高等特別支援学校（陽明・中農・南風原）高等学校分教室普通科は、平成31年3月31日までの間、引き続き存続する。

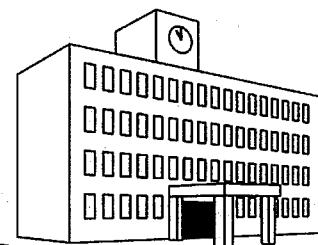
併設型県立高等支援学校設置方針(案)の概要

— 県立(陽明・中農・南風原)高等支援学校(仮称)設置方針 —

1 設置方針の要旨

- ①県立高等学校敷地内に軽度知的障害を対象とした高等支援学校を設置する
- ②設置形態：併設型（既設高等学校への併設）
- ③設置学科：産業一般に関する専門学科 ← 設置高校の特色等を活かした教育も実施
- ④開校年度：平成29年度（1年生の受け入れ開始年度）
- ⑤学区：全県区（専門学科のため）
- ⑥施設設備：教室は設置高校の現分教室等を活用する

2 併設型により設置する高等支援学校の概要・特色



学校長による一體的な管理

県立高等支援学校

県立高等学校

教職員は全員兼務発令

共に学び、共に生きるノーマライゼーションスクールの実現

具体的な特色

- ①高等支援学校・高等学校と共生した教育環境の充実
- ②社会ニーズに応じた職業教育科目を中心とした教育課程の編成
- ③高等支援学校教員と高等学校教員の交流授業の充実
- ④一貫・継続した生徒指導、進路指導により高い就職率を実現
- ⑤生徒間の交流、共同学習、特色ある教育活動等による魅力ある学校

3 目指すべき教育理念

生徒一人一人の個性を重視した教育を目指し、共生社会の展開と設置高校の特色を活かした教育システムを構築する。社会の要請に応じた職業教育や産業現場等における実習を通して職業生活上の知識や技術を向上させ、就労に必要な意欲・態度・生活習慣等の職業観を育成する。

卒業後の社会的自立・一般企業への就業を目指す